



町田市・昭和薬科大学 健康的に暮らし続けられるまちづくりの推進に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）及び昭和薬科大学（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力して、町田市内における、健康的に暮らし続けられるまちづくりのための連携推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町田市学長懇談会に参加する甲と、乙を含む大学等が2006年11月6日付けで締結した「町田市と大学との連携に関する協定書」を踏まえ、町田市内における、健康的に暮らせる持続可能なまちの実現に向けて、甲及び乙が連携・協力して、人材交流、健康増進、子育て支援、まちづくり、地域協働等の活動に取り組み、もって、学生の人材育成及び地域への愛着醸成と、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項の連携・協力に努める。

- 一 薬学からのアプローチによる、市民の健康及び福祉の増進を図るための学習・意識啓発の機会創出に関する事項
- 二 薬学とまちづくりの相互連携による、子育て推進・健康づくりに資する啓発・交流活動等の促進に関する事項
- 三 健康づくりをテーマとした地域と大学との連携による新しい研究プロジェクト等の実践
- 四 学生が地域に愛着をもち、地域内において、学生と地域住民との交流を促進するための取組に関する事項
- 五 その他、協議により連携による取組が必要と認められる事項

2 甲及び乙は、協議の上、必要と認めた場合には、前項各号に掲げる取組内容を変更することができるものとする。

（市民等との連携）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項に関する取組の推進に当たっては、市民や地域団体、関係事業者等との連携を重視し取り組むものとする。

（推進体制及び役割分担等）

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる連携事項の取組の推進に当たり、個別プロジェクトの実施などを円滑かつ着実に推進するための体制、役割分担及び発生する費用の負担等については、今後協議の上、定めるものとする。

2 甲及び乙は、第2条に掲げる連携事項の取組の推進において必要のある場合は、別途細則を定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た個人情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相互の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から2024年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定の終了に係る申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

2019年12月25日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市

市長 石坂 丈



乙 東京都町田市東玉川学園三丁目3165番地

昭和薬科大学

学長 山本 恵子

